

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
福井県管理河川 嶺南ブロックの
減災に係る取組方針(案)

取組方針（案）の構成

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 現状と課題
4. 減災のための目標
5. 取組内容
6. フォローアップ

1. はじめに

協議会設立の背景等を記載

2. 本協議会の構成員

嶺南ブロックの6市町、気象台、近畿地整、
福井県の構成員を記載

3. 現状と課題

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現 状	課 題	課題の 整理番号
避難勧告等の発 令基準	○ <u>地域防災計画に具体的な避難勧告等の発令基準を明記している。</u>	● <u>関係機関の防災対応について、相互の対応が十分理解して</u> <u>いない懸念がある。</u> ● <u>的確な防災情報が適切なタイミングで伝達できるか懸念が</u> <u>ある。</u>	A
住民等への情報 伝達体制	○洪水の危険度レベルに応じて氾濫警戒情報の発表等の洪水予報 を実施している。 ○ <u>防災行政無線、防災メール、SNS、報道機関への情報提供によ</u> <u>り防災情報を伝達している。</u> ○雨量、河川水位、河川監視カメラ映像等の情報をHP等でリアル タイムに提供している。 ○災害発生の恐れがある場合の首長とのホットラインを構築して いる。	●洪水予報の情報に対する対応が住民には十分認知されてい ない。 ● <u>メールやSNSによる情報入手が一部の利用者に留まって</u> <u>いる。</u>	B
避難誘導体制	○指定避難所の表示板を設置している。 ○災害発生の恐れがある場合には、避難所を早期に開設している。 ○避難行動要支援者名簿を作成している。	●避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っている要配慮 者利用施設が少ない。 ●避難先が当該市町内の避難所のみになっている。	C
想定される浸水 リスクの周知	○嶺南ブロック県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川の 7河川において <u>計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表</u> <u>している。</u> ○ <u>計画規模の降雨を対象としたハザードマップを公表している。</u>	● <u>計画規模の降雨を超えた時の浸水想定区域が分からない。</u>	D
避難に関する啓 発活動	○防災に関する出前講座やパネル展などによる啓発活動を実施し ている。	●住民の水防災意識が十分でないため、小さい時からの意識醸 成が必要である。	E
河川水位等に係 る情報の提供	○基準地点の観測箇所では水位計を設置し情報をHP等で公開し ている。	●基準地点の観測箇所以外の河川水位がわからない。	F
堤防等河川管理 施設の現状の整 備状況	○ <u>堤防の高さや幅、断面が不足している河川について、改修を実施</u> <u>している。</u>	●河川改修には <u>時間、費用を要する。</u>	G

3. 現状と課題

②水防に関する事項

項 目	現 状	課 題	課題の 整理番号
水防体制	○堤防の決壊や漏水等、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を重要水防箇所として定めている。 ○水防資機材の備蓄を行っている。 ○県内の全市町で水防団が組織されている。 ○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。 ○自主防災組織への資機材の補助を行っている。	●重要水防箇所に関する情報共有が不十分である。 ●水防資機材の数量把握が不十分である。 ●水防団の構成員が高齢化している。 ●自主防災組織の組織率を上げていく必要がある。 ●水防団の出動・初動体制が混乱している。	H
水害に対する庁舎等の機能確保	○非常用発電設備等を配備している。	●浸水で受電設備の停電、非常用発電設備が使用できない懸念がある。	I

③氾濫水の排水等に関する事項

項 目	現 状	課 題	課題の 整理番号
氾濫水の排水活動	○氾濫水の排水について、排水ポンプ車等による実施体制を構築している。	●排水ポンプ車等の出動実績が少なく、作業開始までに時間がかかる懸念がある。	J

④災害復旧の支援に関する事項

項 目	現 状	課 題	課題の 整理番号
災害復旧事業の支援・助言	○市町では災害復旧を担う技術職員、災害復旧の経験のある職員が<u>少ない</u>。	●災害時の業務量が膨大となり、対応が困難となることが懸念される。	K

4. 減災のための目標

■5年間で達成すべき減災のための目標

嶺南ブロックの県管理河川で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、

(1)円滑かつ迅速な避難

(2)的確な水防活動

(3)一刻も早い復旧

の実施を目標とする。

※大規模水害…想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ…避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に社会経済活動を再開できる状態

5. 取組内容

(1)円滑かつ迅速な避難のための取り組み

①情報伝達、避難計画に関する事項

a. 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

- a1 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成
- a2 タイムラインの検証と改善(更新)
- a3 関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成
- a4 タイムラインの作成支援

課題対応 A

b. 避難行動のための情報発信等

- b1 防災メール、SNSの利用登録促進
- b2 雨量、河川水位、河川監視カメラ映像などの情報を提供(配信)
および住民利用促進のための周知・啓発
- b3 氾濫の危険性及び切迫度がより伝わるよう洪水予報文の改良と運用
- b4 洪水危険度分布および予測値の利活用促進
- b5 災害発生のおそれがある場合の首長とのホットラインによる
国、県と市町の情報共有
- b6 要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練
実施の促進支援

課題対応 B

課題対応 C

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

c. ハザードマップの作成・周知等

- c1 想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図等の作成
- c2 想定最大規模の降雨を対象としたハザードマップへの更新・周知
- c3 市町を超えた広域避難計画の検討

課題対応 D

d. 防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充

- d1 小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施

課題対応 E

③円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

e. 避難行動、水防活動に資する施設等の整備

- e1 早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、
水位計・量水標、河川監視カメラ設置の検討と情報共有
- e2 水位周知河川等の見直し
- e3 氾濫危険水位等の基準水位の見直し

課題対応 F

f. 洪水を安全に流す対策

- f1 河川改修の推進
- f2 浚渫、伐木

g. 危機管理型ハード対策(堤防決壊までの時間を少しでも延ばす工夫)

- g1 堤防天端舗装

課題対応 G

(2)的確な水防活動のための取り組み

①水防活動の効率化および水防体制強化に関する事項

h. 水防活動支援のための情報共有

- h1 重要水防箇所の情報共有と関係市町との共同点検の実施

i. 水防体制の強化

- i1 水防資機材の備蓄等の確認
- i2 水防団員や消防団員の募集の強化
- i3 自主防災組織の活用・強化(組織の育成や立ち上げサポート等)
- i4 水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認
(タイムラインの活用も検討)

課題対応 H

②市町村庁舎等の自衛水防の推進に関する事項

j. 洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実

- j1 庁舎受電設備、非常用発電設備等の浸水対策

課題対応 I

(3)一刻も早い復旧のための取り組み

k. 排水活動等の強化

- k1 排水ポンプ車等を用いた排水訓練の実施

課題対応 J

l. 災害復旧に対する支援の強化

- l1 福井県災害復旧アドバイザー派遣制度の活用・支援
- l2 大規模災害発生時の緊急災害対策派遣隊
(TEC-FORCE)の活用

課題対応 K

a. 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

a1 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成

【H29年度：市町】

a2 タイムラインの検証と改善(更新)

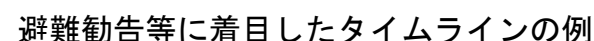
【H30年度から実施：市町】

a3 関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成

【H33年度：市町】

a4 タイムラインの作成支援

【H29年度から実施：気象台、近畿地整、福井県】



(1)円滑かつ迅速な避難のための取り組み ①情報伝達、避難計画に関する事項

b. 避難行動のための情報発信等

課題対応 B

b1 防災メール、SNSの利用登録促進

【引き続き実施:市町、近畿地整、福井県】

b2 雨量、河川水位、河川監視カメラ映像などの情報を提供(配信)

および住民利用促進のための周知・啓発

【引き続き実施:気象台、近畿地整、福井県】

b3 氾濫の危険性や切迫度がより伝わるよう洪水予報文の改良と運用

【引き続き実施:気象台、近畿地整、福井県】

b4 洪水危険度分布および予測値の利活用促進

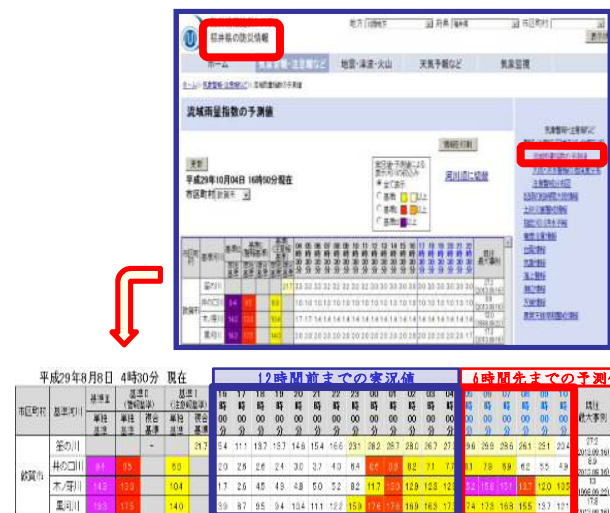
【平成29年度から実施:市町、気象台】

b5 災害発生のおそれがある場合の首長とのホットラインによる国、県と市町の情報共有

【引き続き実施:市町、気象台、近畿地整、福井県】



敦賀市HPより



洪水危険度分布および予測値(気象台)

福井県河川砂防総合情報システム
(雨量、河川水位、河川監視カメラ映像の提供)

(1)円滑かつ迅速な避難のための取り組み ①情報伝達、避難計画に関する事項

b. 避難行動のための情報発信等

課題対応 C

b6 要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練実施の促進支援

【H33年度：市町】

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



1

避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全部のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の策定（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2

避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全部のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言を行います。

3

避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。

!

避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！



c. ハザードマップの作成・周知等

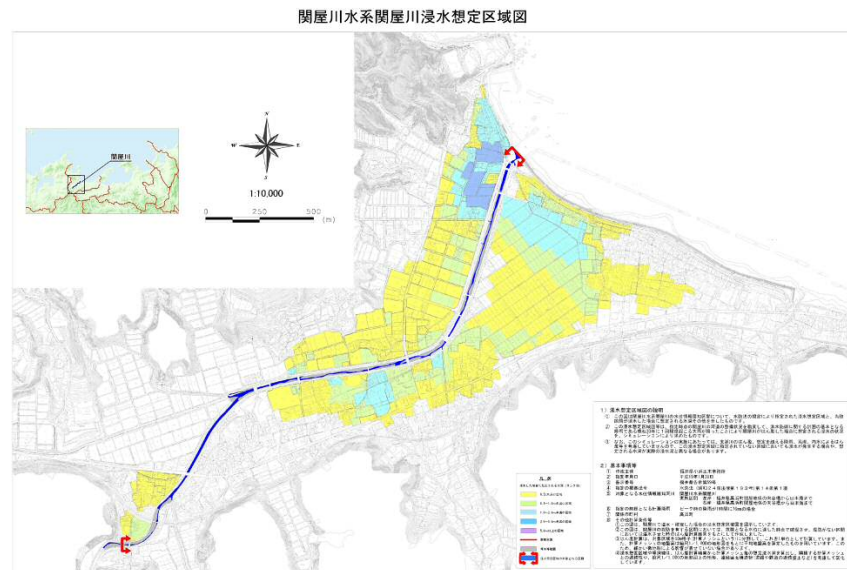
課題対応 D

- c1 想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図等の作成
- c2 想定最大規模の降雨を対象としたハザードマップへの更新・周知
- c3 市町を越えた広域避難計画の検討

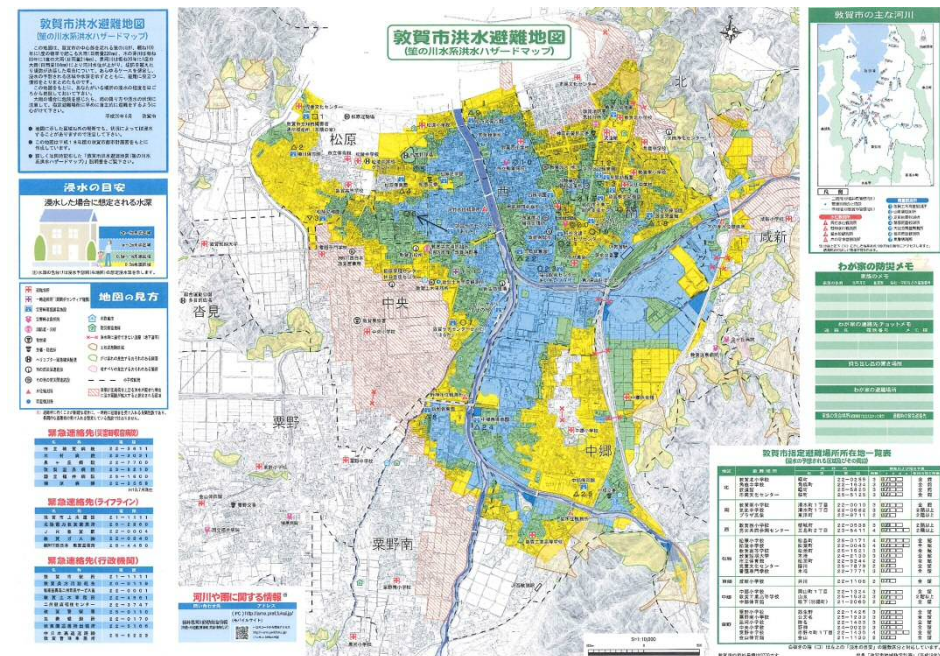
【H31年度：福井県】

【H33年度：市町】

【H33年度:市町】



参考:洪水浸水想定区域図(関屋川)



参考：洪水ハザードマップ【敦賀市】

d. 防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充

課題対応 E

d1 小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施 【引き続き実施:協議会全体】



小学校の出前講座



地域住民への防災講演会(敦賀市)



防災に関するパネル展(県庁)



地域住民への防災講演会(高浜町)

e. 避難行動、水防活動に資する施設等の整備

課題対応 F

e1 早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、
水位計・量水標、河川監視カメラ設置の検討と情報共有

【引き続き実施：福井県】

e2 水位周知河川等の見直し

【H33年度：福井県】

e3 氾濫危険水位等の基準水位の見直し

【H33年度：福井県】

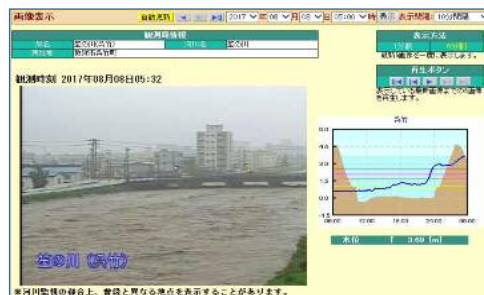


水位計センサー部

簡易水位計



量水標

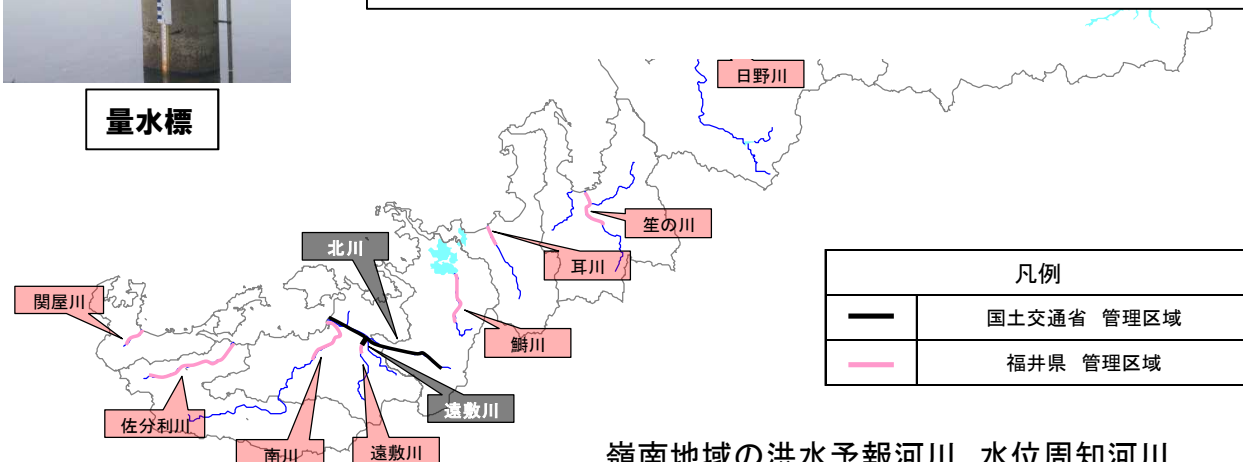


河川監視カメラ

嶺南地域の県管理河川

・洪水予報河川
笙の川、南川

・水位周知河川
耳川、鱒川、遠敷川、佐分利川、関屋川



嶺南地域の洪水予報河川、水位周知河川

f. 洪水を安全に流す対策

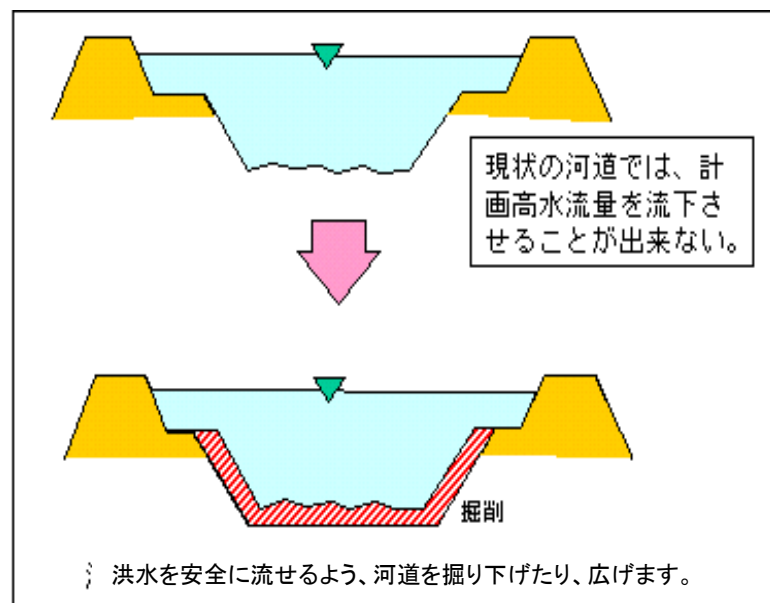
課題対応 G

f1 河川改修の推進

f2 浚渫、伐木

【引き続き実施:福井県】

【引き続き実施:福井県】



河川改修(計画掘削)のイメージ

河道内の浚渫の例(二級河川 笙の川)



着手前



着手後

河道内の伐木の例(二級河川 南川)



着手前



着手後

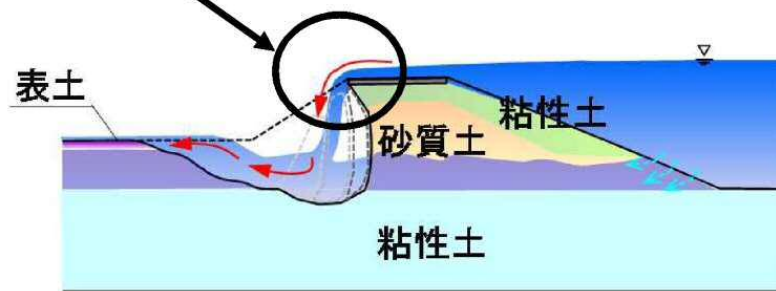
g. 危機管理型ハード対策 (堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす工夫)

課題対応 G

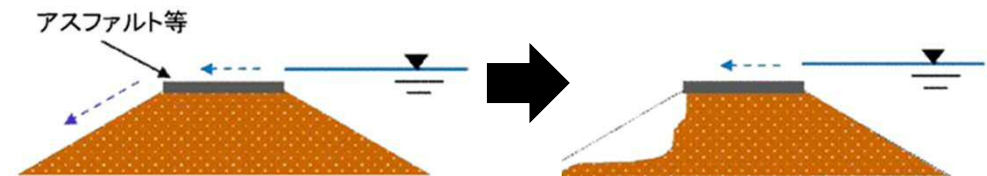
g1 堤防天端舗装

【引き続き実施:福井県】

- 堤防天端をアスファルト等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



堤防天端舗装のイメージ

出典：国土交通省 資料より

(2)的確な水防活動のための取り組み ①水防活動の効率化および水防体制強化に関する事項

h. 水防活動支援のための情報共有

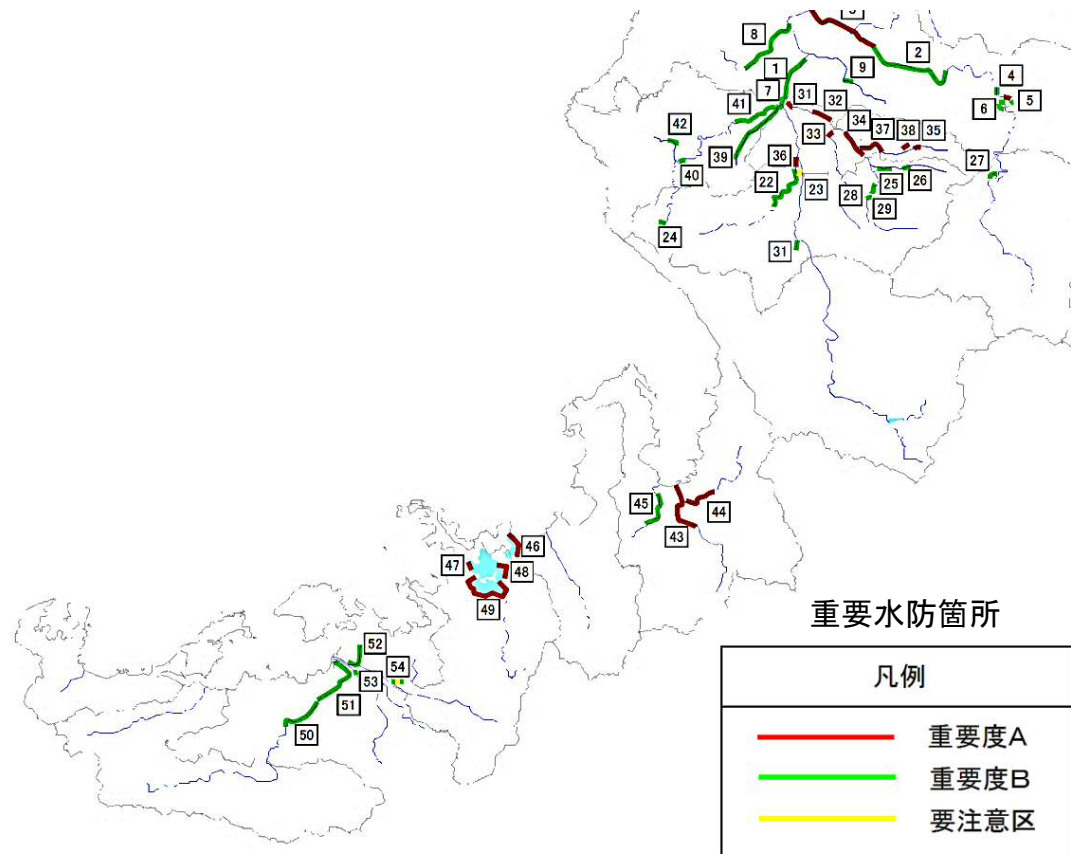
課題対応 H

h1 重要水防箇所の情報共有と関係市町との共同点検の実施

【H30年度から実施：市町、福井県】

重要水防箇所一覧表						
番号	土木名	河川名	延長(m)	重要度		要注意区間
				A	B	
43	敦賀	笙の川	9,100	右 4,900 左 4,200	—	—
44	敦賀	木の芽川	6,400	右 3,200 左 3,200	—	—
45	敦賀	井の口川	9,400	—	右 4,700 左 4,700	—
46	敦賀	久々子湖	4,000	右 2,800 左 1,200	—	—
47	敦賀	水月湖	1,600	右 500 左 1,100	—	—
48	敦賀	菅湖	1,400	右 1,400 左 —	—	—
49	敦賀	三方湖	7,400	右 1,300 左 6,100	—	—
50	小浜	南川	8,000	—	右 4,000 左 4,000	—
51	小浜	南川	11,600	—	右 5,950 左 5,650	—
52	小浜	江古川	4,000	—	右 2,300 左 1,700	—
53	小浜	多田川	1,160	—	右 580 左 580	—
54	小浜	野木川	1,175	—	右 803	右 372
				右 14,100 左 15,800	右 18,333 左 16,630	右 372
		合計	65,235	29,900	34,963	372

福井県水防計画より



(2) 的確な水防活動のための取り組み ①水防活動の効率化および水防体制強化に関する事項

i. 水防体制の強化

課題対応 H

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| i1 水防資機材の備蓄等の確認 | 【引き続き実施:市町、福井県】 |
| i2 水防団員や消防団員の募集の強化 | 【引き続き実施:協議会全体】 |
| i3 自主防災組織の活用、強化(組織の育成や立ち上げサポート等) | 【引き続き実施:協議会全体】 |
| i4 水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認(タイムラインの活用も検討) | 【H30年度から実施:協議会全体】 |



水防資機材の備蓄等確認



水防訓練(高浜町)



水防訓練(敦賀市)



水防訓練(美浜町)



水防団員、消防団員募集(県HPより)

j. 洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実

課題対応 I

j1 庁舎受電設備、非常用発電設備等の浸水対策

【H33年度:市町】



浸水対策のため、庁舎屋上に設置した非常用発電設備(敦賀市)



浸水対策のため、庁舎3階に設置した受電設備(高浜町)

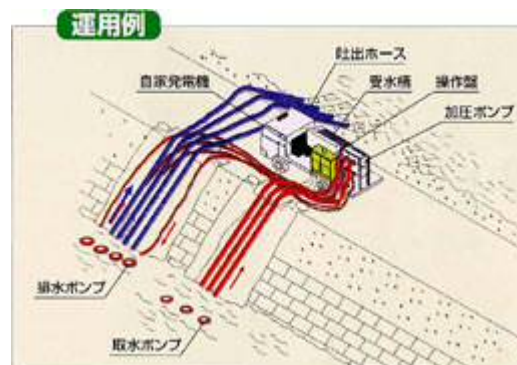
(3)一刻も早い復旧のための取り組み

k. 排水活動等の強化

課題対応 J

k1 排水ポンプ車等を用いた排水訓練の実施

【引き続き実施: 福井県】



排水ポンプ車 運用例



(3)一刻も早い復旧のための取り組み

I. 災害復旧に対する支援の強化

課題対応 K

11 福井県災害復旧アドバイザー派遣制度の活用・支援

【引き続き実施:市町、福井県】

12 大規模災害発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の活用

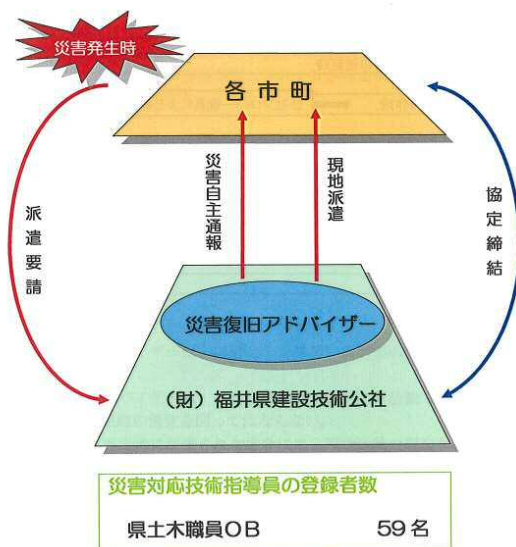
【引き続き実施:市町、福井県】

災害復旧アドバイザー派遣について

1.災害復旧アドバイザー派遣とは

地震や豪雨などにより公共土木施設が被災した場合に、県内市町からの要請に基づき、公共土木施設の整備や維持管理の経験、知識を有する「災害復旧アドバイザー」(県土木職員OB、福井県建設技術公社技術職員)を現地に派遣し、災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行う。

支援活動	支援活動の内容
① 災害調査に関する支援	・ 申請等に必要となる調査 ・ 被災原因把握のための調査
② 復旧工法に関する技術的助言	・ 対策工法検討のための調査 ・ 復旧工法の検討
③ その他市町の災害復旧に関する支援、助言	・ 応急復旧に関すること ・ 災害復旧制度に関すること ・ 災害復旧申請に関すること ・ その他災害復旧事業に関すること
④ 災害自主通報	・ 災害発生時の地域被災状況の通報



I TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

○大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設しました。

○TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するものです。

○本省災害対策本部長の指揮命令のもと、全国の各地方整備局等の職員が活動しています。

> 災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査



【H27.9 関東・東北豪雨】
(茨城県常総市)



> 市町村へのリエゾン派遣



【H27.5 口永良部島の火山活動】
(鹿児島県屋久島町)

> 被災状況の把握



【H26.8 広島土砂災害】
(広島県広島市)

> Ku-SAT※による監視体制確保



【H26.9 御嶽山の噴火】
(長野県王滝村)

> 自治体への技術的助言



【H26.11 長野県北部地震】
(長野県小谷村)

> 排水ポンプ車による緊急排水



【H27.9 関東・東北豪雨】
(宮城県栗原市)

> 捜索活動への技術的助言



【H25.10 台風第26号】
(東京都大島町)

6. フォローアップ

- 毎年、本協議会を開催し、取組方針に基づく取組の実施状況を確認・共有する。
- 必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行う。